

鹿児島市テーマ曲「未来へつなぐ鹿児島」使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、鹿児島市（以下「市」という。）が制作した鹿児島市テーマ曲「未来へつなぐ鹿児島」（以下「市テーマ曲」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定め、もって市の都市イメージの向上、市民等の市への愛着・誇りの醸成等に寄与することを目的とする。

(この要領の対象)

第2条 この要領が対象とするのは次に掲げるものの使用に関する事項である。

- (1) 市テーマ曲の音源（オーケストラ仕様）
- (2) 前号の音源に合わせて市の風景等を織り交ぜ、制作したミュージックビデオ
- (3) 市テーマ曲の吹奏楽編曲楽譜及び吹奏楽編曲デモ音源

(著作権等)

第3条 前条各号に定める音源等（以下「音源等」という。）に関する著作権等の一切の権利は、市に属する。

(使用の基準)

第4条 音源等を改変することなく使用しようとするものは、営利（商用）利用の場合を除き、個人・法人を問わず、所定の方法により利用申告することで使用することができる。ただし、営利（商用）利用であっても、次の各号に該当する場合は同様とする。

- (1) 店舗、結婚式及びその他のイベントで背景音楽等として使用するとき
- (2) テレビ、ラジオ、その他の放送コンテンツで使用するとき
- (3) 講演、プレゼンテーション等で使用するとき

2 営利（商用）利用において、前項の各号に該当しないものについては、市へ協議すること。

3 音源等の編集などの改変を行う必要がある場合には、市へ協議すること。

(使用料)

第5条 音源等の使用料は、無料とする。

(使用者の留意事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 音源等を公の場で使用する際、市テーマ曲の明示（「鹿児島市テーマ曲「未来へつなぐ鹿児島」（作曲 吉俣良）」）を行うこと。ただし、店舗等における背景音楽としての使用など、記載が困難な場合においては、この限りではない。
- (2) 市テーマ曲の作曲者・編曲者を明示する際は、次に掲げる記載を行うこと。

① 第2条第1号又は第2号の使用の場合 作曲・オーケストラ曲編曲 吉俣良

② 第2条第3号の使用の場合 作曲 吉俣良

吹奏楽曲編曲 宮野幸子

(使用の制限・差し止め)

第7条 市長は、音源等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を制限又は使用の差し止めを請求することができる。

- (1) 市テーマ曲のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) 音源等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (3) 市の信用又は品位を損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 作曲者・編曲者の名誉や信用を毀損するおそれがあると判断される場合
- (5) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められる場合
- (7) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合
- (10) 前号までのいずれかに該当するに至った場合
- (11) その他、市長が音源等の使用が適当でないと認める場合

2 使用者は、音源等の使用を差し止められた場合、直ちに使用を中止しなければならない。

3 市長は、第1項の使用の制限・差し止めにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(損失補償等の責任)

第8条 市は、音源等の使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、音源等の使用に際し故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第9条 この要領に関する事務は、企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、音源等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。